

4/24
日

忘れずに投票を！ 伊達市議会議員選挙

【お問い合わせ】
選挙管理委員会事務局
☎ 575-1204

- 告示日 4月17日㊤
- 投票日時 4月24日㊤ 7時～18時

※石田坂ノ上投票区は17時まで

- 投票所 投票所入場券に記載

白根投票区の当日投票所は今回から伊達市ウエルネスサロン白根（旧白根小学校）に、石田投票区の当日投票所は石戸地区交流館になります。

- 開票日時 4月24日㊤ 19時30分～

- 開票場所 霊山体育館

▼投票できる人

本市の選挙人名簿に登録され、日本国民で次の要件を満たす人

- ①平成16年4月25日までに生まれた人
- ②令和4年1月16日までに伊達市に転入し、引き続き市内に住所を有する人

▼投票所入場券

- 1枚のはがきに同一世帯の有権者4人分の入場券に記載して発送します。
- 入場券を切り離して、必ず本人が持参してください。
- 入場券がなくても、選挙権があり、本人であることが確認できれば投票できます。

▼選挙公報

候補者の政見や経歴を掲載した選挙公報は、下記のとおり配布・設置をする予定です。

- 各世帯配布…4月23日㊤まで
- 各総合支所・中央交流館…4月19日㊤設置
- 市ホームページ…4月18日㊤掲載

新型コロナウイルス感染症予防のためにも、
期日前投票を積極的にご利用ください。

投票日に仕事や旅行などの理由で投票できない人は、期日前投票所で投票できます。入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入してお持ちください。

【期日前投票期間】 4月18日㊤～4月23日㊤
8時30分～20時

期日前投票所 ※いずれの会場でも投票可	伊達	伊達総合支所
	梁川	梁川総合支所
	保原	伊達市役所
	霊山	霊山総合支所
	月舘	ふるさとふれあいホール

▼投票用紙の書き方

投票用紙には、記載台に掲示してある候補者の氏名を正しく記載してください。次の場合は、投票が無効となる場合があります。

- ✕ 所定の用紙を用いないもの
- ✕ 候補者でない者の氏名を記載したもの
- ✕ 2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ✕ 候補者の氏名以外のことを記載したもの
- ✕ 候補者の氏名を自書しないもの
- ✕ どの候補者の氏名を書いたか確認できないもの

◆投票所に行くことが難しい皆さんへ

不在者投票などの方法があります。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

▼他の市区町村に滞在（避難）している人

選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、滞在（避難）先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。不在者投票「請求書兼宣誓書」を記入し、選挙管理委員会に請求してください。

※告示日（4月17日）前でも請求できます。

▼病院などに入院・入所中の人

不在者投票のできる場所として指定された病院・老人ホームなどでは、施設で不在者投票ができます。詳しくは施設にご確認ください。

▼郵便などでの不在者投票

「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」をお持ちで一定条件を満たす人、介護保険「要介護5」の認定を受けている人は、自宅などから郵送で投票できます。事前に証明書の交付を受ける必要がありますので、「郵便等投票証明書交付申請書」を記入し、選挙管理委員会に申請してください。

▼特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症による自宅療養中の人で一定の要件を満たす場合は、郵便等を利用して自宅などで投票できます。投票用紙の請求が必要ですが、注意事項があるので、必ず市ホームページで確認するか、選挙管理委員会にお問い合わせの上、請求してください。